

議案第43号

西脇市公共施設適正化検討委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市公共施設適正化検討委員会条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成30年6月7日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

国の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改訂に伴い、
西脇市公共施設適正化検討委員会条例の一部を改正する必要があるた
め。

西脇市公共施設適正化検討委員会条例の一部を改正する
条例

西脇市公共施設適正化検討委員会条例（平成27年西脇市条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「策定」を「策定及び改訂」に改める。

第10条中「企画担当部」を「公共施設マネジメント担当部」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。